

令和6年度介護職員初任者研修支援事業実施要項

1 目的

介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了した後、茨城県内の高齢分野の介護施設・事業所（以下「事業所等」という。）に介護職員として就職した者又は既に事業所等に就業しながら初任者研修を修了した初任段階の介護職員に対し、受講費用の一部を助成することで、介護分野への就職及び定着支援を図ることを目的とする。

2 助成対象

(1) 次のいずれかに該当する者のうち、申込み時点において、県内の事業所等に在籍している者とする。ただし、初任者研修の受講に際して、その受講費用の一部又は全額に関わらず、他の補助金等の交付を受けている、あるいは受ける予定のある者は対象外とする。

① 初任者研修修了後、県内の事業所等に就職した者

令和5年4月1日以降に初任者研修を修了し、研修修了後、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に事業所等に介護職員として就職した者とする。

② 県内の事業所等に就職後、初任者研修を修了した者

令和5年4月1日以降に事業所等に介護職員として就職し、就職後、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に初任者研修を修了した者とする。

(2) 申込者の責に帰さない事由により、上記(1)に定める期間内に初任者研修が修了できない又は就職ができない場合で、その後、初任者研修の修了又は就職した事実が確認できたときは、本会会長が認めるところにより、助成対象とすることがある。

3 募集期間

令和6年5月13日から令和7年3月14日（必着）

なお、初任者研修修了及び就職が、令和7年3月14日から令和7年3月31日の期間となる場合は、修了見込み及び就職見込みで申請することを可能とする。ただし、助成の決定は、修了及び就職が確認できてから行うものとする。

4 助成対象となる経費及び上限金額

初任者研修の受講にかかった金額のうち、初任者研修実施機関に自己負担で支払った受講料及びテキスト代を対象とする。ただし、助成の上限額は90,000円とする。

5 助成人数

80名程度（先着順）とする。

なお、募集期間内であっても、予算を超えた場合は受付を終了することがある。

6 実施手順

- (1) 助成対象の条件を満たす就職者は、本事業の申込みにあたっては、「令和6年度介護職員初任者研修支援事業利用申込書」(様式第1号)を添付書類とともに、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会(以下「本会」という。)あてに提出するものとする。
- (2) (1)に示す添付書類は次のとおりとする。
 - ①介護職員初任者研修実施機関が発行する受講費用にかかる領収書等(写)
(介護職員初任者研修の受講費用であること、また、申込者が支払ったものであることが分かるものとする。)
 - ②雇用を証明する書類
(様式第2号により事業所等が作成したものとする。)
 - ③介護職員初任者研修修了書(写)
- (3) 本会は、申込書類を確認後、助成の可否について決定し、様式第3-1号もしくは様式第3-2号により通知するものとする。
- (4) 申込者は、助成が決定した際には、本会あて様式第4号にて助成金の請求を行うものとする。
- (5) 本会は、様式第4号による請求に基づき所定の口座へ助成金を送金するものとする。
なお、送金に際しては、様式第5号により送金予定日等を通知するものとする。

7 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会の個人情報保護規程に基づき適正に管理するものとする。

8 提出・問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 茨城県福祉人材センター(担当:大内)
〒310-8586 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階
TEL: 029-244-4544 FAX: 029-244-4543